報告事項1 資料1

案		件	和光市国民健康保険税条例の改正について
改	正	日	令和 2 年 3 月 3 1 日

## 【目的】

地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第109号)等の施行に伴い、和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて、専決処分を行ったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第3項の規定により、専決処分を行った。

## 【主な内容】

保険税減額措置の拡充 (第21条関係)

保険税の軽減判定所得の基準額を引き上げ、対象を拡大します。

(1) 5割軽減の拡大

(改正前)

基準額 33万円 + 28万円 × 被保険者数

(改正後)

基準額 33万円 + 28万5千円 × 被保険者数

(2) 2割軽減の拡大

(改正前)

基準額 33万円 + <u>51万円</u> × 被保険者数

(改正後)

基準額 33万円 + 52万円  $\times$  被保険者数

## 【施行期日】

令和2年4月1日から施行します。

# 和光市条例第15号

和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

和光市国民健康保険税条例(昭和35年条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正 後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

#### 改正後

### (国民健康保険税の減額)

- 第21条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税 義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2条第2項本文の基礎課税額から当該各号ア及び イに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得 た額が61万円を超える場合には、61万円)、 同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から 当該各号ウに掲げる額を減額して得た額(当該減 額して得た額が19万円を超える場合には、19 万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額 から当該各号エに掲げる額を減額して得た額(当 該減額して得た額が16万円を超える場合には、 16万円)の合算額とする。
  - (1) (略)

ア~エ (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び 山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及 び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円 を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務 者(前号に該当する者を除く。)

ア~エ (略)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び 山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及 び特定同一世帯所属者1人につき<u>52万円</u>を加 算した金額を超えない世帯に係る納税義務者( 前2号に該当する者を除く。)

ア~エ (略)

附則

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2

改正前

(国民健康保険税の減額)

- 第21条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税 義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2条第2項本文の基礎課税額から当該各号ア及び イに掲げる額を減額して得た額(当該減額して た額が61万円を超える場合には、61万円)、 同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から 当該各号ウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19 万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額 から当該各号エに掲げる額を減額して得た額(当 該減額して得た額が16万円を超える場合には、 16万円)の合算額とする。
  - (1) (略)

ア~エ (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び 山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及 び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万円</u>を加 算した金額を超えない世帯に係る納税義務者( 前号に該当する者を除く。)

ア~エ (略)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び 山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及 び特定同一世帯所属者1人につき<u>51万円</u>を加 算した金額を超えない世帯に係る納税義務者( 前2号に該当する者を除く。)

ア~エ (略)

附則

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第35条の2第1項、第3

第1項<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額がに控除後の長期譲渡所得の金額」とあるのは「大び山林所得金額がに提除後の長期譲渡所得の金額」とあるのは「若しくは山林所得金額がは近地大師、とあるのは「若しくは山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額がに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額がに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額がに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

## 附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の和光市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保 険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例に よる。